

「蚕糸・絹業提携支援センター」設置規程

(趣旨)

第1条

蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業(以下「本対策事業」という。)の円滑な実施を図るため、大日本蚕糸会内に、本対策事業を一元的に扱う「蚕糸・絹業提携支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(構成)

第2条

センターの長は、会頭とする。

- 2 センターに事務局長を置き、会頭が指名する常務理事がその任にあたる。
- 3 センターは、職員及び嘱託員のうち会頭が指名する者、並びに、外部の者であって会頭が指導活動等を委嘱する者で構成する。
- 4 会頭は、前項の者をもって、提携アドバイザー等の役職を置くことができる。
- 5 センターは、所要の地域に「蚕糸・絹業提携支援地域支部」を置くことができる。

(業務)

第3条

センターは、次の業務を司る。

- ①本対策事業の企画に関すること
- ②本対策事業の推進に関すること
- ③本対策事業実施の事務処理に関すること
- ④その他本対策事業に関係すること

(その他)

第4条

この規程の施行に関し、必要な事項は会頭が定める。

(附則)

本規程は、平成20年2月29日から施行し、本対策事業終了をもって廃止する。